

# 七里岩トンネルほか9施設の電気調達に係る仕様書

## 1 概要

- |            |         |
|------------|---------|
| (1) 対象施設   | 別紙1のとおり |
| (2) 供給場所   | 別紙1のとおり |
| (3) 業種及び用途 | 別紙1のとおり |

## 2 仕様

### (1) 電気供給条件

- |             |         |
|-------------|---------|
| ア 供給電気方式    | 別紙1のとおり |
| イ 供給電圧      | 別紙1のとおり |
| ウ 計量電圧      | 別紙1のとおり |
| エ 標準周波数     | 別紙1のとおり |
| オ 受電方式      | 別紙1のとおり |
| カ 蓄熱設備      | 別紙1のとおり |
| キ 業務用電化厨房設備 | 別紙1のとおり |
| ク 発電設備      |         |

- |           |         |
|-----------|---------|
| ① 非常用発電設備 | 別紙1のとおり |
| ② 常用発電設備  | 別紙1のとおり |

### ケ 電力量の検針

- |             |         |
|-------------|---------|
| ① 自動検針装置の有無 | 別紙1のとおり |
| ② 検針方法      | 別紙1のとおり |

### (2) 契約電力、予定使用電力

- |        |         |
|--------|---------|
| ア 契約電力 | 別紙1のとおり |
|--------|---------|

ただし、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。

- |           |         |
|-----------|---------|
| イ 予定使用電力量 | 別紙1のとおり |
|-----------|---------|

ただし、実際に契約期間中に使用される電力量は、この値を上回り、又は下回ることができる。また、その予定使用状況は各電力使用実績（別紙2）のとおりとする。

なお、以下の施設は、高圧電力から低圧電力への切り替えを予定しており、予定使用電力量算定及び予定電気供給期間は次のとおり（期間の終期は、現時点の予定であり工事の進捗状況により前後する可能性がある。）。

七里岩トンネル：6カ月（令和2年10月1日～令和3年3月31日）

牧丘トンネル：6カ月（令和2年10月1日～令和3年3月31日）

新割石トンネル：6カ月（令和2年10月1日～令和3年3月31日）

(3) 契約期間

令和2年10月1日0時から令和5年3月31日24時まで

(4) 需給地点

供給場所内の柱上に設置した開閉器の電源側接続点

(5) 電気工作物の財産分界点

需給地点に同じ

(6) 保安上の責任分界点

需給地点に同じ

(7) 使用量の計量及び代金の算定期間

各月の計量日は、供給者との協議により定めた日とし、計量期間は、前月計量日の0時から当月計量日の前日の24時までとする。

また、代金の算定は、計量期間中の使用量により算定する。

(8) 特約割引額

特約割引額は、供給者が定める供給約款の規定により算定した額とし、双方で作成する契約書の別紙「契約単価表」で定めるものとする。

(9) 力率、燃料費調整、再生可能エネルギー発電促進賦課金

基本料金の力率割引又は割増、発電費用等に係る燃料価格変動の調整額及び再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金については、東京電力エナジーパートナー株式会社が定める標準供給条件によるものとする。

(10) 単位及び端数処理

料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は次のとおりとする。

ア 契約電力及び最大需要電力の単位は、1キロワットとし、その端数は小数点以下第1位を四捨五入する。

イ 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は小数点以下第1位を四

捨五入する。

ウ 力率の単位は、1パーセントとし、その端数は小数点以下第1位を四捨五入する。

エ 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は切り捨てる。

(11) その他

ア 入札金額の算定にあたっては、力率割引又は割増、電力量料金の燃料費調整及び再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこととする。

イ 高圧電力から低圧電力への切り替えが予定されている施設について、需給期間が1年未満であることに伴う清算金、違約金等の追加費用は支払わないものとする。

ウ 代金の支払いは、供給者からの請求により毎月行うこととする。

エ 料金の請求は対象施設一括ではなく、各施設に分けて行うこととする（請求書の送付先は別途指定する。）。

オ 乙は、次の項目について月ごと施設ごとの実績データを整理・保管し、甲の求めに応じて提出するものとする。

使用電力量（kWh）、電気料金（円）、力率（%）、有効電力量（kWh）、  
契約電力（kW）、最大電力（kW）

【仕様書 別紙1】

番号	施設名	供給場所	業種及び用途	電気方式	供給電圧(V)	計量電圧(V)	標準周波数(Hz)	受電方式	蓄熱設備		業務用電化 厨房設備契約の有無	発電設備		電力の検針		契約電力(kW)	予定使用電力量(2.5力年分)(kWh)
									蓄熱設備の有無	蓄熱調整契約の有無		非常用発電設備	常用発電設備	自動検針装置の有無	検針方法		
1	中北建設事務所(七里岩トンネル)	韮崎市藤井町南下條721	トンネル管理施設	交流3相3線式	6000	6000	50	1回線受電	無	無	無	無	無	有	自動検針	39	※予定期間0.5力年(R2.10.1~R3.3.31) 72,649
2	峡東建設事務所(牧丘トンネル)	山梨市牧丘町窪平1	トンネル管理施設	交流3相3線式	6000	6000	50	1回線受電	無	無	無	無	無	有	自動検針	24	※予定期間0.5力年(R2.10.1~R3.3.31) 44,878
3	峡南建設事務所(新割石トンネル)	西八代郡市川三郷町落居2	トンネル管理施設	交流3相3線式	6000	6000	50	1回線受電	無	無	無	無	無	有	自動検針	30	※予定期間0.5力年(R2.10.1~R3.3.31) 50,473
4	富士・東部建設事務所(松姫トンネル)	大月市七保町瀬戸3064	トンネル管理施設	交流3相3線式	6000	6000	50	1回線受電	無	無	無	有	無	有	自動検針	21	275,681
5	新環状道路建設事務所(大蔵経寺山トンネル)	笛吹市春日居町鎮目1796	トンネル管理施設	交流3相3線式	6000	6000	50	1回線受電	無	無	無	有(定格出力250KVA)	無	有	自動検針	127	910,407
6	新環状道路建設事務所(愛宕トンネル東口)	甲府市東光寺町1955-1	トンネル管理施設	交流3相3線式	6000	6000	50	1回線受電	無	無	無	無	有(太陽光発電)49kW	有	自動検針	7	49,271
7	新環状道路建設事務所(新御坂トンネル(河口))	南都留郡富士河口湖町河口1	トンネル管理施設	交流3相3線式	6000	6000	50	1回線受電	無	無	無	無	無	有	自動検針	105	677,862
8	新環状道路建設事務所(新御坂トンネル(藤野木))	笛吹市御坂町藤野木1896-1	トンネル管理施設	交流3相3線式	6000	6000	50	1回線受電	無	無	無	有(定格出力125KVA)	無	有	自動検針	115	825,829
9	新環状道路建設事務所(万力八幡トンネル)	山梨市万力3032	トンネル管理施設	交流3相3線式	6000	6000	50	1回線受電	無	無	無	有(定格出力200KVA)	有(太陽光発電)10kW	有	自動検針	20	168,587
10	新環状道路建設事務所(新倉トンネル)	南都留郡富士河口湖町河口540	トンネル管理施設	交流3相3線式	6000	6000	50	1回線受電	無	無	無	有(定格出力100KVA)	無	有	自動検針	119	481,942

607 3,557,579

